

令和4年 第4回 北海道議会定例会〔一般質問〕開催状況

開催年月日 令和4年12月6日(火)
 質問者 日本共産党 真下 紀子 議員
 答弁者 知事、職員監

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>三 天下り等について</p> <p>(一) 北海道職員の退職管理条例の運用等について 次に、天下り等についてです。 先の東京オリンピックでは、組織委員会元理事の電通OBが、組織委員会の選任代理店となった電通への影響力を駆使し、関係者に働きかけるなどを背景に入札談合事件に発展しています。 道においては、2014年の地方公務員法改正で新たに設けられた「退職管理制度」に基づき、再就職者から現職職員への「働きかけ」の禁止、再就職状況の届出の義務化、違反者に対する罰則を柱とする「北海道職員の退職管理条例」を2015年12月に制定し、7年が経過しました。 道条例制定以降、再就職者から許認可・契約・補助金に関わり、付度や処理期間短縮の依頼、公になっていない情報の提供といった働きかけは、一切なかったのか伺います。</p> <p>(二) 「北海道職員の退職管理に関する取扱要綱」の運用について 従前から運用していた「取扱要綱」で、出資や補助の割合が大きい団体・企業を対象に、就業期間の制限、原則65歳まで、報酬上限の規制に関し、最終役職で区分を設けていますが、要綱の内容を示すとともに、要綱違反について個別に内容を明らかにしていただきたい。 また、道はどのように対応するのかも併せてうかがいます。</p> <p>(三) 再就職者の現状と協力要請について 道では近年、団体・企業からの人材紹介要請に基づく再就職者に対して、「取扱要綱外の団体等においても、65歳までに退職をするよう」文書による協力要請をしていると聞いていますが、どのような背景や目的によるものか伺います。</p>	<p>(職員監) 道職員の再就職に関し、まず、再就職者からの働きかけについてであります。道では、平成28年4月から、「地方公務員法」や「北海道職員の退職管理条例」に基づき、再就職者の道在職時の地位や権限による影響力を排除し、職務の公正な執行を確保する観点から、団体や民間企業等への再就職者に対し、罰則を設けて、現職職員への「働きかけ」を禁止するとともに、現職職員に対し、再就職者から「働きかけ」を受けた場合には、道人事委員会への届出を義務付けておりますが、これまでに、こうした事例は発生していないところであります。</p> <p>(職員監) 次に、退職管理要綱についてであります。道では、「北海道職員の退職管理に関する取扱要綱」を定め、出資金や補助金など、道の財政的関与度の高い団体への再就職者に対し、在職期間や給与に一定の制限を設けるとともに、団体の円滑な運営に支障が生じるおそれがある場合など、要綱の定めにより難い特別な事情があるときは、団体から個別に協議を受けることとしております。 要綱の適用団体に再就職し、現在も在職している元職員のうち、この協議を受け、やむを得ない特別の事情を考慮して在職期間の延長を承認しているものは、「札幌医科大学」と「北海道アイヌ協会」に各1名となっており、当該団体に対しましては、できる限り早期に、事情の解消に努めていただくよう、要請を行っているところであります。</p> <p>(職員監) 再就職者への協力要請についてであります。道では、要綱の適用団体に再就職する職員はもとより、要綱の適用を受けない団体等から人材紹介要請を受け、道から適任者の情報提供を行った結果、再就職に至った職員に対しましても、道退職時において、雇用と年金の接続などといった観点から、65歳の年度末までの退職につきまして、協力要請を行っているところであります。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>(四) 協力要請のフォローアップについて 要綱の適用団体は年齢や報酬、退職金に制限がある一方、非適用団体では天井知らずです。わが党には、公的年金が満額支給となる65歳以上を超えて居座る幹部OBが後を絶たないという情報が、数多く寄せられています。協力要請に関わるフォローアップはどのようになされているのか伺います。</p> <p>(五) 財政的援助団体等監査対象の団体における年齢制限超えの実態について 道が、補助金、交付金その他の財政的援助を行い、財政的援助団体等監査の対象となっている団体の中に、65歳以上を大幅に超えた道幹部OBが在籍する事例があると聞きますが、その内容を個別に明らかにしていただきたい、お答えください。</p> <p>【再質】 三 天下り等について (一) -再 対がん協会への道幹部職員の天下り状況と関与について 対がん協会には、部長職で退職したOBが65歳を超えて70歳で在籍し続け、天下りの席も1つから増えていると聞きますが、対がん協会への道幹部職員の天下り状況を個別、具体的に明らかにしてください。また、天下りと道との関与は本当はないのか、改めてお聞きします。</p> <p>(二) -再 不落随契について 1 対がん協会との不落随契について 対がん協会は要綱の適用外ですが、道から、毎年、がん検診車整備事業費等で8千万円余の補助金を受けている「財政的援助団体等監査対象」の団体です。令和元年度から、職員の巡回健康診断業務を、それまでの一般競争入札から総合評価方式に変更しました。対がん協会の1社独占契約が7年間続き、このOBが天下りの年齢制限を超えて在籍していた5年のうち、実に2回が不落随契だという見逃せない事実が発覚しました。事実経過を伺います。</p> <p>2 知事の認識などについて 東京五輸入札談合事件でも1社入札へのOBの働きかけが問題となっていますが、不落随契の問題は、入札談合の温床となりかねないことにあります。知事は、どういった認識をお持ちか。見解をうかがいます。入札談合の疑いをも持たれぬよう、改善すべきではありませんか。如何か伺います。</p>	<p>(職員監) 次に、在職期間の制限などについてであります。道では、元道職員としての影響力を背景とした在職期間の長期化や給与面での優遇を制限する観点から、平成12年以降、「北海道職員の再就職に関する取扱要綱」や、改正後の「退職管理要綱」により、出資金や補助金の割合など、道の財政的な関与の度合いに応じて適用団体を定め、この適用団体に対し、毎年、在職期間等の制限遵守について、要請を行っているところです。</p> <p>また、道への人材紹介要請により、要綱の適用を受けない団体に再就職している元職員に対しましては、道退職時における協力要請にとどめているところでありませぬ。</p> <p>(職員監) 最後に、職員の再就職状況についてであります。道では、要綱の適用団体への再就職者に対し、在職期間を制限する、独自の取扱いを定めるとともに、その在職状況について、毎年把握し、道議会へ報告しております。</p> <p>一方、要綱の適用を受けない団体等につきましても、法や条例等に基づき、道退職後2年間における再就職状況を、届出により把握し、公表しておりますが、その後の在職状況は、把握していないところでありませぬ。</p> <p>(知事) 次に、北海道対がん協会への再就職者についてであります。当該団体は、要綱の適用を受けない団体であり、専務理事と事務局次長の職に、道の元部長級と次長級の職員二人が在職していることを改めて確認したところでありませぬ。</p> <p>なお、2名のうち、事務局次長については、再就職時に、団体からの人材紹介要請に対して、道から適任者を紹介したものでありませぬ。</p> <p>(知事) 職員の健康診断についてであります。道では職員の定期健康診断の委託事業者を、総合評価一般競争入札により決定しており、直近5年間のうち、令和2年度と令和4年度においては、再度入札を行っても、落札者が決まらなかったことから、地方自治法等の規定に基づき、入札に唯一参加した北海道対がん協会と随意契約を締結したところでありませぬ。</p> <p>(知事) 健康診断についてであります。多様な業務を担う知事部局において、職員の定期健康診断の実施にあたって、受診機会を安定的に確保するためには、一定の期間が必要となりますことから、効率性の観点から同一事業者が、道内約90の職場を5月から10月にかけて複数の編成で巡回する方式により実施しているところでありませぬ。道としては、今後とも、全道各地に勤務する職員が確実に受診できるよう、関係法令に則り、定期健康診断を適切に実施してまいります。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>(三) -再 北海道バス協会への天下りについて 北海道バス協会も、毎年7千2百万円以上の運輸事業振興助成交付金を受けとる財政的援助団体等監査対象の団体であります。ここにも、今年6月、現職が派遣されたにもかかわらず、8月に、部長職だったOBが73歳で顧問に返り咲くという驚くべき事態となっています。知事はこの事実を把握していますか。是正すべきではありませんか。お伺いいたします。</p> <p>(四) -再 65歳退職の協力要請について 職員監からは、雇用と年金の接続などの観点から、65歳の年度末までの退職を要請しているとの答弁でした。道との協議によって年齢延長は可能であり、職業の選択の自由は担保されます。少なくとも関与団体への天下りの場合、道から協力要請はOB全員を対象とし、節度を持った関係にすべきと考えますが、どう対応するのか伺います。</p> <p>【再々質】 三 天下り等について (四) -再々 65歳退職の協力要請について 次に、天下り等についてです。関与団体のうち、再就職要綱の適用団体と非適用団体では、格差が大きすぎます。要綱の適用でない、人材紹介要請を受けていないとすれば、年齢も報酬も退職金も制限なく受けられる上、この二人のOBのように、道から65歳退職の協力要請を受けることもないのです。あまりに不公平ではありませんか。道の関与の度合いに関わらず、関与団体には要綱を適用し、同等の条件とすべきです。知事の見解を伺います。</p> <p>(二) -再々 不落随契について 1 対がん協会の入札について 知事は、「関係法令に則り適切に実施する」とお答えになりましたが、認識があまりに甘いと言わざるを得ません。入札談合の再発防止対策として、国土交通省は既に平成17年に、不落随契の原則廃止とその厳正化を盛り込んだ通知を発出していることを知事はご存じでしょうか。地方自治法上は可能ですが、道庁の発注3部において、調べたところ、2千件余りの契約のうち、不落随契はほとんどないとのこと。 ところが、対がん協会との契約は、天下りしたOBが65歳以降の5年間に、令和4年度、令和2年度の2度にわたる不落随契を行っていて、天下りと契約との関係に、影響や疑念が持たれかねない事態と言えます。入札監視委員会等による調査が必要ではないかと考えますが、お聞きします。</p>	<p>(知事) 北海道バス協会への再就職者についてであります。当団体は、要綱の適用を受けない団体であり、当該職員の再就職について、改めて確認をしたところであり。当該団体への再就職については、知識や経験などが個別に評価され、団体の自主的な判断により、採用に至ったものと考えているところであり。また、</p> <p>(知事) 再就職者への協力要請についてであります。道では、要綱の適用を受けない団体についても、道への人材紹介要請による再就職者に対しては、道退職時に、協力要請を行っておりますが、団体における処遇などは、団体の自主的な判断により、決定されるものと考えております。道としては、今後とも、退職管理制度の厳格な運用により、職務の公正な執行と公務に対する道民の皆様の信頼確保に努めてまいります。</p> <p>(知事) 適用団体の要件についてであります。道では、退職管理要綱により、適用団体を定めており、その客観的要件として、出資金や補助金などの割合により、道の財政的関与の度合いを判断することが適当と考えているところであり。今後とも、法と条例、要綱に基づく退職管理制度の厳格な運用により、職務の公正な執行と公務に対する道民の皆様の信頼確保に努めてまいります。</p> <p>(知事) 職員の健康診断に関する入札についてであります。道では、職員の定期健康診断の委託事業者を、総合評価一般競争入札により決定をしており、再度入札を行っても、落札者が決まらなかった場合は、地方自治法等の規定に基づき、随意契約しているところがございます。道としては、今後とも、関係法令に則った適正な入札手続きのもと、全道各地に勤務する職員が確実に受診できるよう、適切に定期健康診断を実施してまいります。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>2 契約の見直しについて</p> <p>今年度の道職員の定期健康診断と教育庁の定期健康診断業務を比較してみました。健診項目は同じですが、一人単価は教育庁のほうが低くなっています。教育庁の健診業務の契約にも、不落随契はあり、改善が必要と申し上げておきますけれども、決定的な違いは、道教委からの天下りはなく、一般競争入札で複数者が入札し、知事部局よりも落札価格が低いことです。知事部局の契約は、競争性が担保されず、割高です。契約の在り方を見直すべきと考えますが、如何かお聞きします。</p> <p>【特別発言】</p> <p>天下りについてです。知事はあくまで再就職要綱の適用外の団体への要綱適用を拒みました。退職管理制度の厳格な運用では解決しないと、私は申し上げている訳です。決算特別委員会の質疑でも、多額の出資金、出捐金は、令和3年度までの5年間で約275億円、令和2年度は約50億円の補助金が出ていることも知事が明らかにしております。</p> <p>毎年度多額の税金が投入されているのに、現行の再就職要綱で対象外とするのは、公平性を欠くと言えます。</p> <p>給与が大きく減ってもなお、再任用で道民に奉仕する職員とは大違いではないでしょうか。</p> <p>また、道庁時代の共済年金に加算して、団体等の在籍期間に比例した厚生年金も受給するような、天下り天国になっているという声も、私達のところに寄せられています。道庁の都合でいつまでも放置することはあってはならないと思います。</p> <p>その上、今回、東京オリンピックの入札談合事件と同様の構造で、まさに相手の言い値を容認するような契約状況というのは、これは誤解を招きかねませんので、改善を求めておきます。</p> <p>以上で、特別発言を終わります。</p>	<p>(知事)</p> <p>職員の健康診断についてであります。教育庁が行う教員の健康診断は、学校の夏休みなどの短期間に多数の編成で集中的に実施する必要があると承知しています。</p> <p>一方、多様な業務を担う知事部局では、全ての職員について、受診機会を安定的に確保するために、一定の期間が必要となることから、効率性の観点から同一事業者が巡回する方式により実施をしています。</p> <p>道としては、今後とも全道各地に勤務する職員が確実に受診できるよう、関係法令に則り、定期健康診断を適切に実施をしております。</p>